

# アジア太平洋地域における 公正な経済協定の確立に向けて

塩田 正行  
連合国際局長

## はじめに

国際社会には、歴史上かつてないグローバル化の波が押し寄せている。情報技術（IT）、交通手段の進歩による「人、モノ、金」が国境を越え移動する時代である。市場経済にもとづく自由貿易体制により、各国経済の相互依存が深まっている。こうした国際貿易・投資を中心としたグローバル化の進展は、ビジネスチャンスを拡大させ、貿易に依存する労働者を増やしている。また、そこに働く労働者の就労形態も多様化させた。グローバル化は労働者と家族、地域に大きな影響を与えている。この動きは強まりこそすれ、弱回る気配はない。

各国は自由貿易体制を推進することを狙い、多国籍間の貿易・投資協定である世界貿易機関（WTO）諸国と2国間を中心とした自由貿易協定/経済連携協定（FTA/EPA）の進展に強い関心を示している。

当初、進展が期待されたWTO協定が停滞する中で、各国政府はFTA/EPAの締結を競うように進めた。これを受けて、成長が著しいアジア太平洋地域の各国でFTA/EPAの協定のうごきが活発化している。日本政府も経済協定の締結に意欲的であり、多くの国々と交渉を進めて、フィリピンやインドネシアからは人材（看護師）の受け入れも始まった。さらに、現在インド、韓国、オーストラリア、湾岸協力会議（GCC）諸国などとは交渉中にあり、中国、台湾、国との

交渉開始も期待されている。このようにアジア太平洋地域における経済協定の環境が急速に深まっている。

## 社会的側面が欠如する国際貿易・投資の経済協定

協定が進展する中で、こうした経済協定には最も重要な視点が欠落している。21世紀の国際貿易・投資ルールは、労働者の権利、ディーセントワーク、環境保護などを盛り込んだものでなければならないことである。貿易・投資ルールの交渉には労働者などステークホルダーが参画し、労働者の意見を反映させ、社会的な進歩を伴った公正なグローバル化を実現させなければならない。

現下の状況に転じてみると、市場原理主義、新自由主義に偏ったいびつなグローバル化のもとで、実体経済を超えるマネー経済が、2008年の世界金融危機を発生させた。この金融危機によって、世界中で3400万人の失業者を新たに増加させ、2億人を超える絶対的貧困層と14億人のワーキングプアのものたらしめていることを見逃してはならない。この危機が示唆するのは、公正で安心できる貿易・投資ルールづくりを各国が連携して実施することである。

労働者を搾取し、その受益をもとにした貿易・投資活動は許されない。強欲なグローバル化が、企業を国際競争力に駆り立て、労働コストの切り下げ、労働者の基本的な権利侵害を頻発化させている。そ

れによって、格差拡大、富の偏在、貧困、児童労働、失業、不安定な雇用、輸出加工区における基本的な人権侵害（とりわけ女性労働者に深刻な影響）、環境破壊、セーフティネット欠如、タックス・ヘイブンがもたらす問題が深刻化した。これらの問題解決に向けた施策が各国に求められている。

## 貿易・投資など経済協定に中核的な労働基準の保障

経済成長が著しいアジア太平洋地域において解決すべき課題は多い。経済発展が続く中国、インドでは国内の所得格差が社会・政治問題となっている。カンボジア、ラオス、ビルマ、北朝鮮などの後発途上国は、民主化が遅れており、他のアジア諸国と発展段階に大きな格差がある。これらの国々は労使関係が依然として未成熟で、労働者の権利が十分に保障されておらず、公正な配分が浸透していない。真のグローバル化の目的は、全ての人に恩恵を与えるような経済成長であり、人間らしい生活と人類の恒久平和に寄与するものでなければならない。

公正なグローバル化を実現するためには、WTO や FTA/EPA においても、その協定の中に国際的に認められた労働者の権利条項（社会条項）が保障されることが、持続可能で公正な配分をもたらす基盤である。私たち労働組合が貿易・投資など経済協定に求めている労働者の基本的権利とは、国際的に認められたすべての労働者の基本的人権であり、国の開発レベルとは無関係に ILO（国際労働機関）で交渉された普遍的な条項である。それは次の4分野、8つのILO条約である。

- 結社の自由と団体交渉に関する 87 号条約と 98 号条約
- 強制労働禁止に関する 29 号条約と 105 号条約
- 雇用における差別禁止と同一労働同一賃金に関する 111 号条約と 100 号条約
- 最悪の形態を含む児童労働の実効的な廃止に関

する 138 号条約と 182 号条約

加えて、経済協定には、協定内容に労働者の権利を確立することとならんで、手続き面での公正さの確保が重要である。そのため、情報開示による透明性の確保、労働組合などステークホルダーの参加などが求められる。わが国においては、労働組合の参加は経済界に比べて少ない。労働組合は発言する機会すら与えられていないのが実態だ。

また、多国籍企業に対する行動規範を示した「OECD 多国籍企業ガイドライン」、ILO の「多国籍企業及び社会政策に関する原則」（ILO 三者宣言）などが遵守されるよう経済協定に盛り込むことも極めて重要である。

さて、これまでの日本の経済協定には労働者の基本的な権利が盛り込まれてきたのであろうか。すでに協定が締結された十数カ国（地域）の協定には、こうした社会的な側面が反映されてこなかった。一方、自由主義を要諦とする米国においては、労働者の基本的権利を保障した経済協定の締結が進んでいる。例えば、米国とオーストラリアの経済協定においては、ILO の中核的労働基準の尊重や労働協議の実施などが盛り込まれた。近年、オバマ政権は従来の政権以上に経済協定に社会的な側面を強化すると期待されている。もちろん、経済協定にこうした社会的な条項が含まれただけで、公正なグローバル化が実現するものでない。企業の責任ある行動、労働者の権利保障、政府の経済施策の運営、各国間の協調した行動などがあってこそ、公正なグローバル化が前進する。

今こそ、アジア太平洋地域の主要国である日本に対して、これまで以上に責任ある国際貿易が問われていることを指摘したい。

## 国際労働組合間の協力と連携

この問題に対する労働組合間の連携した協力が求められている。協定対象の当事国の労働組合が、労働者の権利、ディーセントな雇用・賃金、良質な公

共サービスなどが保障されるように連携した取り組みをみせている。米国のナショナルセンターであるアメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）と韓国の2大ナショナルセンターである韓国労総（FKTU）と民主労総（KCTU）が、2006年に米韓・共同宣言を取り交わした。連合もアジア太平洋地域の労働組合と情報交換を行うなど連携したうごきを始めている。

## 国際貿易・投資ルールの確立に向けた国際労働運動の取り組み

国際労働運動は早くから、国際貿易における経済協定に基本的な労働者の権利などの社会条項を盛り込んだ労働協約の締結を求めてきた。これまでの経過を振り返ると、1970年代に労働者の権利を貿易交渉に盛り込むこと求め、1986年にはウルグアイランド交渉の端緒となった「関税および貿易に関する一般協定」（GATT）には、AFL-CIOが米国政府に働きかけ、労働者の権利を交渉項目に含めるように提起した。その後、GATTウルグアイランド閣僚会議で「貿易システムと国際労働基準の関係」も検討課題として取り上げられた。しかし、全会一致が原則のGATTでは途上国の反対で実現できなかった経過がある。1994年にはOECD閣僚理事会のコミュニケの中でも貿易、国際的な労働基準についても作業計画として検討され、「雇用労働社会問題委員会」で貿易と労働について議論されてきた。

ILOにおいてもILO事務総長の報告書に貿易政策にILOも参加する意義が報告されており、1994年のILO理事会（261回）「貿易の自由化と社会的側面」について議論され、「世界貿易自由化の社会的側面に関する作業部会」が設置され、議論を重ねられた。当時、連合が加盟する国際自由労連（ICFTU）<sup>1</sup>は1980年代より、OECD閣僚会議やレイバーサミットの機会にGATTに社会条項の導入を各国の労働組合が各国政府に働きかけるように運動を進めた。

その後、GATTを拡大発展させる形で1995年に

国際機関としてWTOが設置され、GATTがWTO協定の一部となった。今日の段階において、各国の労働組合は政府に対して、多国間貿易協定や2国間の経済協定に労働者の基本的な権利を保障すること求めて続けている。具体的には、APECなどの貿易・投資など経済協力に関する政府間会合においても、グローバルユニオン<sup>2</sup>と連携して貿易・投資など経済活動に中核的な労働基準を保障するように働きかけている。

## 2010年のAPECに向けた国際労働運動の取り組み

今日、アジア太平洋地域は世界経済を牽引する地域として期待が高い。APEC地域は世界最大の経済大国である米国、日本、中国が参加する唯一の地域経済枠組み地域である。域内の貿易総額は年間約12兆円ドルとEU（欧州連合）の約10兆円を上回る最大の経済規模を有する。また、今年は、APEC域内（先進国）の貿易・投資の自由化を2010年までに達成するとして「インドネシア・ボゴール宣言」（1994年採択）の実現年にあたる。それゆえに今年のAPECは域内の自由貿易の構想を一段と推進していくものと予想されている。その構想として、域内全体を自由貿易圏（FTAAP）が注目されている。また、アジア太平洋域内には「ASEAN+日中韓（3）」や「ASEAN A +日中韓」とインド、豪州、ニュージーランドが参加した「ASEAN+6」がある。他には米国、豪州と南米4カ国による「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」などもあり、様々な自由貿易化交渉の組み合わせが進んでいる。今後も、こうした地域経済圏は増加するとみられる。

自由貿易交渉が進展する中で、国際労働運動は、APECが社会的側面を取り上げるよう求めている。連合などAPEC域内の労働組合を中心に構成したAPLN（アジア太平洋労働組合ネットワーク）は、APEC議長国の首相や大統領と毎年、APECの首脳会談の前に面談し、持続的な経済成長には域内・

二国間・多国間の貿易協定に労働者の基本的な権利を盛り込み、持続可能な貿易・投資を促進すること、グリーンジョブ、ディーセントワークの創出などを提起してきた。

具体的な要求事項として、APECの意思決定のプロセスに労働者の意見が反映できる機会として、APECビジネス諮問委員会（ABAC）に相当する機関として、「APEC労働フォーラム」を設置することやAPECガイドラインを策定し、ジェンダー、ワークルール、セーフティネットなどの実施を求めている（資料「APEC首脳会議に向けての労働組合の主な主張点」を参照）。

今年のAPEC首脳会議は2010年11月13日～14日に横浜で開催される。議長国の日本がAPEC域内の自由貿易圏構想や成長戦略策定に向けたイニシアティブの発揮が期待されている。全ての人にグローバル化の恩恵がもたらされる公正なグローバル化を実現するために、日本政府がAPECを変革していく決意を示す好機である。

私たちの労働組合は、経済活動を担うステークホルダーとして、その変革に参加し、公正な経済協定の確立に向けて、役割を発揮したいと望んでいる。■

#### 《注》

- 1 国際自由労連（ICFTU）は解散し、ICFTUと国際労連（WCL）などが2006年に統一し、国際労働組合総連合（ITUC）が誕生した。現在、155ヵ国・地域の312組織（約1億7千6百万人）が加盟している。
- 2 グローバルユニオンとは、急速に進む世界の中で、ITUC（当時のICFTU）、OECD-TUAC、GUF（国際産業別労働組合組織）が国際労働運動を連携するために、協力関係を一層強化するために、2004年から具体的に展開をスタートさせた。

#### 《資料》

#### APEC首脳会議に向けての労働組合の主な主張点 （シンガポール・2009年11月14日～15日）

1. 世界経済・金融危機に対処する効果的な措置を講じ、持続可能な経済成長と社会発展に寄与する金融システムを再構築する。また、G20ピッツバーグサミットでも合意したように、国際金融規制体制を強化し、「失業者と最も失業の危機にさらされている人々に対して、所得、社会的保護及び訓練支援を引き続き提供し、「国民が必要とする『賃の高い仕事を回復の中心に置く』」こと。
2. 労働組合のAPEC参加を促進し、APEC労働フォーラムの設置を承認するための、具体的な措置を講じること。
3. G20ピッツバーグサミットでは、「我々は、成果をもたらす雇用及び訓練計画は、しばしば雇用者及び労働者と共に策定されていると認識し」と合意している。APECプロセスにおいては、人材資源管理（人材育成）政策を強化し、人材養成大臣会合に際しては過去の例を足がかりにし、ソーシャル・パートナーとの十分な協議を次期会合（2010年に中国で開催予定）において実施すること。
4. 包括的なAPECディーセント・ワーク・ガイドラインの作成を通じてディーセントかつ生産的な雇用の創出に重点を置く。また、女性が労働者の大多数を占めるEPZにおいて、工場での搾取的な製造業生産が放置されているケースが頻繁に見られるが、これに対して、ディーセントワークと持続可能な投資・貿易を促進する有効な政策に向けたAPECイニシアティブを開始すること。
5. 地域・二国間・多国間の貿易協定・経済統合プロセスにおいて、労働者の基本的権利を促進する。また、G20サミットで合意されたように、「今回の危機が国際的に認知された労働基準を無視し、又は弱める口実にはならないこと」をAPECの場でも合意すること。
6. 気候変動・地球温暖化問題への包括的な取り組みにおいて、雇用・職場関連の側面に注意を向け、グリーンジョブの創出を促進するとともに、グリーンジョブの高生産性を確保するために新しい技能に投資し、2009年12月の国連COP15気候変動枠組条約締約国会議での意欲的な合意を後押しすること。
7. 性別その他の面で差別のない政策が適切に実施されるよう、APECガイドラインを作成すること。
8. 権利を尊重して移住労働者問題に取り組むために、APECの枠組みを作成すること。
9. 多国籍企業で社会的対話を奨励してAPEC非拘束的投資原則を修正するために APECの枠組みを作成すること。